

私 印 論

A Study on Private Seals

土橋 誠

はじめに

① 印章の分類

② 印影から見た私印

③ 家印と個人印, その他の印

④ 現存印の中の私印

まとめ

[論文要旨]

日本古代の印章は、印影や現存印を含めても相当数にのぼり、大きく官印と私印、寺社印の三つに分類できる。そのうち、官印には法令に規定のある公印とそれ以外に分けられ、私印も家印と個人印に分けられる。

ただ、印の押し方は公文書・私文書を問わず、同じように、文字のあるところに全面に押されている。貞観年間になると、それまで私文書にしか押されなかった私印が封家の発給する文書にも押されるようになった。

現存の古文書などから使われ方を見ると、寺社印と家印は公印的に用いられることが多いが、私印は様々である。特に、公的家を持ちうる貴族層では、家印と個人印の区別がつきにくい。中には、個人の名前を刻した印を家印として用いた例もあって、厳密に個人印と家印を峻別することは困難である。

一方、私印に刻する文字は、名前か名前の一部、それに「印」等の文字を入れて刻するのが一般的である。しかし、平安時代中期になると、中には自分の気に入った吉祥句や成語などを選んで刻し、それを使うことで特定の個人や家などを差す例も存在している。そのような私印をここでは、「遊印」と呼んだ。こうした一般的な印の使い方以外に、信仰に用いるものもある。9世紀頃から印を一種の呪物として土中に埋めることがあったようである。この方向が進んで、平安時代後期以降になり、印輪社とか、仏像の手に印章を持ったりするのが現われてくるようである。使われ方は異なっているが、こういった印を信仰に用いる例は、3世紀頃の中国にもあったようで、民間道教的祭祀の中に見ることができる。日本の古代に見える信仰に用いられた印は、こうした中国の民間の祭祀が間接的に影響を与えた可能性が存在するようである。

はじめに

日本の古代印は、中国律令制の接収とともにわが国に入ってきたもので、主として官司で用いられていた。しかし、8世紀以降、官司だけでなく、寺社や公的な家でも存在が確認できるようになり、中には個人の印も出現するようになってきた。このような印章のうち、本稿では私印と呼ばれるものについて、基本的な考察を行なってみたい。

元来、印章に関する研究は、美術史や書道の立場からのものが中心で、歴史的な分野からの研究は少なかった⁽¹⁾。しかし、近年になり、各地で銅印の実物が発掘調査で出土するようになり、歴史学・考古学方面からの研究が進展するようになってきた。中でも、1990年代になってから、国立歴史民俗博物館で『日本古代印集成』が出版されたり⁽²⁾、文部省の補助金による『日本古代官印の研究』が出され⁽³⁾、一層急速に研究が進むようになってきた。

今回、私が取り上げる私印についても、まず1993年に田路正幸氏が近江八幡市大手前・御所内遺跡で出土した銅印をめぐって研究を進められた⁽⁴⁾。その中で、律令制下の印章のあり方、形態・鑄造など、考古学の立場から詳しく研究されている。その後、1994年には高島英之氏が神奈川県大磯町馬場台遺跡出土の銅印をめぐって、私印全体の分類を行なわれた⁽⁵⁾。この研究では、印の分類を通して、私印には印を使う人の好みによって名前を中心に印文が採られたこと、中には成語のようなものがあることを指摘されている。特に、印文には人名の一部か、吉祥句のようなものが存在していることを述べられている点は注目に値する。また、1997年には門田誠一氏が考古学の立場から研究を発表されている⁽⁶⁾。

このように、官印だけでなく、私印の研究もこれらの研究によってほぼ尽きている感がある。しかし、ここで印章全体について、改めて分類を行ない、私印をその中に位置づけることで、日本の印章がどのように推移していったかについて考察を進めてみたい。

①……………印章の分類

印章を分類する基準であるが、編年を目的とすれば、田路氏のように、鈕によって現存印を分けていくのであろうが、ここでは印がどのように使われたかという点を重視したいので、具体的な使用例を法規定の有無といった面から分類してみたい。

まず、印章の律令上の規定であるが、基本的には公式令の中に見えている。公式令に見えるのは、公印に関する規定で、内印・外印・諸司印・諸国印に分けられている⁽⁷⁾。『延喜式』でも同様で、律令国家が法で定めた公印は、この四種類しかない。

実際、『延喜式』内匠寮式には、この四種類の印章を作るに際しての単夫や材料などがあがっているが、その他の印については見えない。また、六国史には、中央政府から印章が頒布された記事が付表1のように見えているが、13や32以外は令外官・臨時官を含めて、いずれも諸司印や諸国印とあってよい。確かに、20の後院の印や、17の穀倉院のような中央直属の倉院の印まで含めると、諸司印の範疇が膨らむが、その中に入ることは確実である。ところで、13は寺印で、後に考えるが、

公印とは別の印章である。また、32は、よくわからない印章であるが、広い意味では諸司印に含めてよかろう。

ところで、正倉院文書や現存印などの現物資料にあたると、倉印・郡印・郷印・軍団印などが公印と用いられている。特に、正倉院文書に見える郡判などに押された郡印は、国判部分に押された国印や倉印のあり方と全く同じであって、印章自体の用いられ方に差はない。しかも、『延喜式』などでは、上述の公式令に規定されている4種類の印章については、廃棄の規定もあって明確ではあるが、郡印以下にはそういったことはない。更に、現存印でも郡印・倉印や軍団印の例はあるが、公式令に公印として規定された印の現存例は一つも残っていない。このことは、廃棄規定が郡印以下に適用されたかどうかに関わる問題で、ここで解決することは困難であるが、少なくとも法に規定された印章とは区別する必要があるだろう。そこで、法令に規定された印章をここでは公印と呼び、官印と呼ぶ場合には郡印以下の準公印も含めることにする。

次に、官印には含まれないが、諸司や寺院などとのやりとりに用いられた印章として、寺社印があげられる。この用いられ方は、官印と同じように、字面全面に押す例が圧倒的に多い。しかし、先の付表1では13に見えるにすぎず、この10寺以外の寺院については、官司から宛てられた史料はなく、各寺社で官印に準じて作成された可能性が高い。そのため、大きさもまちまちで、一辺約57ミリ、一辺約48ミリ、一辺約40ミリなどと一定していない。中には、正集五所収の「政所符」に押された「造東寺印」のように、円形のもので存在している⁽⁸⁾。このような状況から判断すると、寺社印の作成には、大きさや形態に関する明確な規定が無く、官印に準じて大きさや形態が決められた可能性が高い。ただ、作成主体が寺社側にあるのか、治部省や玄蕃寮などの中央官司にあったかは定かではないが、特別な場合を除いては寺社側にあったことも考えてよいのではなかろうか。

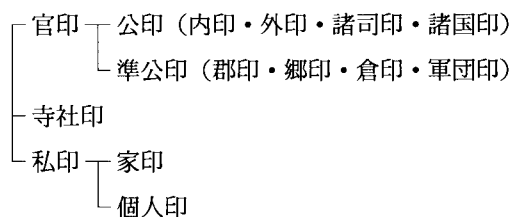
このほか、官印に入らない印章として、公的な家で用いられた「家印」の例がある。家印は、『続日本紀』天平宝字2年(758)8月25日条が初見で、藤原仲麻呂が大保に就任したことに伴い、勅によって「別聽鑄錢學稻及用惠美家印」とされたのである。この記事からすれば、公的な家である家司や宅司から発給する文書には、この頃までは印を押さない「白紙文書」であったことがあげられる。実際、正倉院文書に見える物品の請求や人物の召還、請假解などには印がないこと、さらに文書様木簡の存在もある。また、養老4年(720)5月癸酉条によれば、諸国に下す太政官符にもこの頃までは白紙文書も存在したことがあった⁽⁹⁾。9世紀以降の例でも官宣旨などには印が押されていないことはいままでの例でもない。したがって、8世紀や9世紀の例でも、文書は自署があれば効力があったことが確認できるので、家司レベルでは必ずしも押印は必要なかったのである。

そうすると、勅で家印の使用を認められることは、どのように解釈すればよいのであろうか。家印の例は、9世紀以後にも見えるが、すべてに勅許があったかは全くわからず、後述のようになかった可能性すらある。すでに知られた史料であるが、貞観10年(868)6月28日官符では、「唯有諸司之印、未見臣家之印、爰有勢諸家皆私鑄作、進官文外、皆僭印之」と見えているように、私に印章を作って、官司に提出する文書以外に押すことが相当あったようである。したがって、8世紀の段階では、本来、官司や官の大寺が発給する文書に押印することが相当あったようである。したがって、8世紀の段階では、本来、官司や官の大寺が発給する文書に押印することだけに中央政府はとどめておきたかったようである。しかし、寺院では、8世紀から官司とのやりとりだけで

なく、所蔵印を押したりするようになると、はじめは勅許で与えられた家印も、しだいに私に作って押されるようになっていったのであろう。この点からすれば、家印は、寺社印と同じように公的な性格をもってはいるが、私印に分類できる。また、寺社印は、官から頒布された例もあることを見ると、官印と私印の中間的な存在形態ということになる。

ところで、家印が私印ということになれば、完全に私印といえるのが個人印である。個人印は、後述のように、家印と分かちがたく結びついている。例えば、正集六の「生江息嶋解」や「調足万呂解」に見える個人印は、上申文書の中で字面全面に押されており、官印と同じように用いられている。その他、9世紀以降でも、「財」や「用」といった1字印が用いられることもある。各地に現存する印章に1字印が多かったり、中には「私印」の文字が見えるものも多数存在している。この点から、個人印は当然私印に含められる。

そこで、印章全体の使用法から見た分類は以下のようになる。



そこで、印章の性格的には、官印・寺社印・家印までが比較的近い。また、法上では公印以外が一つにまとめられよう。現存印を見ると、私印が圧倒的に多く、律令格式に廃棄規定がない準公印・寺社印・私印しか存在しない。このような点が分類の上から指摘することができる。

次に、この分類の中で、本稿の主題である私印について検討する。

② …………… 印影から見た私印

私印の分類から見ると、私印には個人印と家印が存在したことになる。まず、家印であるが、先に述べたように、天平宝字2年(758)8月25日条の「惠美家印」が初見である。しかも、貞観10年6月28日官符に見えるように、この年まで正式に公認されず、私に作って官司に提出する以外の文書に押していたようである。このように、家印はある程度史料に見えている。

ところで、個人印については、使用していたことを直接書いた史料はない。しかし、現存する古文書に押印された例があるが、伝世品や出土品にも個人印と見られるものは相当多いのも事実である。そこで、私印全体がどのように使われたかを知るため、印影の史料を検討してみる。印影の史料は、付表2～4にあげたとおりである。⁽¹²⁾また、印面の大きさは、一部の例外をのぞけば、ほぼ45ミリ以下におさまリ、貞観10年6月28日に官符のいう「一寸五分」の範囲内にある。

まず、4字印であるが、8世紀から11世紀に及んでいる。印影が不鮮明で、印文のわからないものもあるが、①人名、②人名の一部+「印」、③氏名の一部+「私印」とするのが大部分で、例外的に「去邪行正」がある。8世紀の例では、人名を書くか、姓名の一部に「印」をいれて4文字にあわせたものが大部分である。10世紀から11世紀には姓と名から1文字ずつ取り、その下に「私印」をいれて印文としたものが多いようである。印の押し方は、字面全面に押すのを基本とし、11世紀

の例でもほぼ変わりがない。むろん、郡判のみや紙継ぎにしか押さない例もあるが、これは印を押さなくても文書としての効力には変わりがなかったことのあらわれで、決して例外ではない。ただ、押した場合には、公文書と同じような方式を採っている。付表2のうち、2～6は、宛先が不明であるが、2～5が越前国の東大寺領の経営にあたった人物であることから見て、東大寺の現地の出先か、東大寺に対して解として提出した可能性が高い。9は、徳円が弟子の円珍に授けた印信で、これも官司に提出したものではない。10は、荘園の定文で、どこに宛てられたかは不明である。11～13は、いずれも家牒に押されており、うち、12・13は「東大寺衙」に宛てられていて、やはり官司に出されてはいない。印文の不明なものうち、16・20は郡印の可能性があり、また17は「住吉神印」の可能性があり、官司側で押印されたり、官司に提出されない文書である。これを見る限り、貞観10年6月28日官符で見られたように、「進官文外、皆僭印之」の状況といえる。

次に、2字印である。これも姓名のうち2字が用いられている。「印」を後ろに付けるものは、文字の判読ができていないが、これまでの例では、姓名のどちらかの可能性がある。また、8世紀の例では名前であるが、平安時代末期の例では、姓、それもウジ名ではなく、家の名である「九條」が見えている。印の使い方は、8世紀のものが公文書と同じように、字面全面に押ししたり、年月日の部分に押ししたりしているのに対して、平安時代のものは、表紙の外題に押されている。文書に押印するのは、公文書と同じような意図であろうが、表紙外題に押すことは、所蔵印的な意味あいがある。また、8世紀の文書の宛先は、やはり官司ではなく、東大寺や写経所と見られるので、「進官文外、皆僭印之」といえよう。

1字印の場合はどうであろうか。1字印は、これまで検討した印とは異なった使われ方が推定できる。ただ、この中でも付表4の5～8の「用」印は、文書自体が偽文書の可能性が高く、今回の考察の対象からははずすことにする。ところで、9・10の「財」印は、所蔵印の可能性が強く、中には紙継ぎに用いた印も多い。実際、紙継ぎに用いた印には1字印が多いが、中には付表2の7「積善藤家」や同8「内家私印」のように4字印もある⁽¹³⁾。印文のとり方は、1・3・4・14の例から見ると、ウジ名や名前の1字が多い。ただ、中には、「財」「愛」「太」のように、ウジ名や名前とはばかりは考えられない例がある。これについては、後述する。

また、その他の1字印で、公文書と同じように、字面全面に押すような使われ方で、家牒などに押されるようになるのは、10世紀以降の例が多い。これは、4字印で見た点と同様である。ただ、8世紀の例である3は注意されるが、これについては、次節で検討する。

以上の文書に押された私印全体から見て、貞観10年6月28日官符に記載されているように、この時点までは官司に提出する文書に押印することはなかったようである。しかし、流行としてか、個人宛や寺社宛の文書には、公文書風に字面全面に押ししたり、紙の継ぎ目印や所蔵印に用いることが多かった。印文も、姓名の一部を採る例、それに「私印」や「印」という文字を追加するものが圧倒的に多く、私印のほとんどはウジ名や名前を中心に文字を刻んだことは間違いない。ただ、高島氏も指摘されているように、中には「去邪行正」のように、吉祥句的なものをいれた場合もある⁽¹⁵⁾。この点も後述するが、1字印にもこのような例は多そうであり、注意する必要がある。

⑧……………家印と個人印, その他の印

すでに、高島氏が指摘されていることであるが、この家印と個人印は単純に分けるのが困難な場合が多い。実際、下級官人の発給する文書に押印するのは個人印しかありえないはずで、家印となると、公的な家の存在が前提となろう。貞観10年6月28日官符の「臣家之印」は、公的家の印、すなわち家印と見てよかろう。付表4の14の「藤」印は、家牒に推された数少ない印であるが、これなどは家印の1例と見てよかろう。所蔵印以外の文書に押された印影を見る限り、押印のあり方、方法などは全く変わりがない。したがって、高島氏の言われるように、個人印と家印の区別が問題になるのは、五位以上の「⁽¹⁶⁾公的家」がもてる貴族階級に限られることは確実である。

実際、区別は困難であるが、8世紀の「恵美家印」を参考にすれば、本来は「～家印」となっているともよかろう。しかし、現存する印影の中で確実に「～家印」とするものはない。わずかに、先にみた「積善藤家」や「内家私印」があるにすぎない。しかもこの2点は、いずれも継目印として用いられたり、巻末に押されたりしている。したがって、人に手渡される文書に押されて使用されたものではない。

以上の点から見て、現存する古文書の印影を分析しても個人印と家印を識別するのは困難であるが、付表2の9～11や付表4の4・14・15を参考に考えてみたい。

まず、付表4の3の「佐」であるが、史料をあげて検討する。この史料は、

「(端書) 佐伯院売買文 宝亀七年」

「御井蘭文」

謹白 大安寺務所

□壹小坊 在京五条六坊

価銭肆拾貫文

右、差_二散位従八位下佐伯宿祢狩人_一充_レ使、奉_レ送如_レ件、謹白

宝亀七年三月九日

造東大寺次官正五位下佐伯宿祢「真守」

左大弁正四位下佐伯宿祢

とあり、大安寺務所へ送られた連署文である。この文書は、造東大寺次官の佐伯宿祢真守と左大弁佐伯宿祢今毛人が連署したものである。文書自体は、造東大寺司で作成された可能性もあるが、「佐」印が押されており、佐伯真守や今毛人の家政機関で作成された連署文の可能性も残されている。実際、使者として派遣されたのも佐伯狩人であり、いずれも佐伯氏の中で占められているので、公文書ではなく、私文書と見てよかろう。したがって、この「佐」は、純然たる家印ではなく、真守か今毛人の個人印である可能性が高い。むろん、「佐」1字印であるために、佐伯氏の誰でも使える状況であろう。同様に、「藤」1文字(付表4の14)が10世紀には家牒に押されたこともある。したがって、貞観10年6月28日官符による私印公認以後に個人印と家印が通用して公文書などに使われた可能性を指摘しても誤りではなかろう。

これと逆の例もある。すでに高島氏が家印の1例として紹介されている印章であるが、平安貴族

層の印章の用い方を見る上で参考になる。すでに12世紀の例になるが、『台記』久寿2年（1155）4月27日条に見える藤原頼長の印のことである。同条によれば、「有私請印并上表事」として、この日にわざわざ銅印を鑄造して押印しているのである。その印文は、割注に、「昨日仰文章博士茂明朝臣、勘印字様、是頼字古文也、用名上字例也（下略）」とあるように、「頼」一字印であった。しかも、名の上の方の文字を用いるのが通例であったと書かれていることからすれば、この「頼」は頼長その人の個人印であるはずである。私請印にはこの印が用いられたようで、『台記』の同条によれば、「此請印事、不必執政後行之、（中略）以之思之、無定期、次大殿兩度被行之、不得心、倩案此事、納言時雖請印、大臣後、重行之歟、但其印不新鑄用納言時印歟、一人不可有二印故也（下略）」とあるように、私請印は大臣になったからといって必ずしも必要なものではなかった。しかし、私請印のときに用いた印は、どうも一つであったようで、1人が2印を持つことはなかったというのである。

以上の藤原頼長の私請印と鑄印の記事を検討した結果、次のようなことを知ることができる。12世紀には、藤原氏の公卿の間で名前の一部をとって私印を鑄造することがあった。しかも、大臣になっても新たに鑄造することはなく、1人が持つ印は一つであったことが理解される。この頼長の例は、私請印の儀礼が付属しているので、「頼」という名前を1字をとった私印、それも個人印であるにもかかわらず、家印のように用いられたのである⁽¹⁷⁾。これは、8世紀後半の佐伯真守・今毛人らの「佐」印とは逆の例で、12世紀には名前の1字をとった個人印が家印として用いられた例といえよう。

その他、「～家印」とはなっていないけれども、家印として用いられたのが、前節でも触れた附表2の11・12の「去邪行正」印である。この印は、典型的な成語と見られる。「去邪」は、五經の一つである『書』の大禹謨に「任賢勿貳，去邪勿疑」と見えており、これに「行正」を付けて一つとして刻印したもののようである。高島氏は、この印の存在から、多くは人名の一部をとって印文としたが、中には吉祥句のうちの1字をとって印文とした可能性を指摘されている⁽¹⁸⁾。私もこの意見に賛成で、さらに一歩進めて、特定の成語や1字印を使用することで、その使用者をも特定できる印が存在したことを推定しておきたい。このような印章をここでは、「遊印」と定義しておきたい⁽¹⁹⁾。

この「去邪行正」印は家印として用いられているが、この印を用いることで按察使家（藤原有実家）が発給したことが確実にわかり、その信用度を確かなものとする役割があったことを認めてよからう。

これまでの印影の検討を通して、ウジ名や人名の一部をとって印とするのは古く8世紀からあり、12世紀頃には名の一部をとり、しかも1人1印しか用いられない慣習が貴族層内ではあった。しかも、このような印がほとんどであろうが、中には平安時代中期以降、吉祥句や成語を印文に入れることで、特定の個人や家を示す遊印の存在も推定できた。なお、個人印と家印は、公的な家を持つことのできる貴族階層では、区別することが困難であったことは、従来の指摘の通りである。

①……………現存印の中の私印

現存印は、付表5・6に示したとおりである。出土印が急速に増えている現状では、すべてとは言い難いが、おおかたの傾向は見ることができよう。

現存印にも4字印・2字印・1字印がある。4字印は、先の印影で検討したのと同じように、「～私印」とするものが多い。しかも、現存印には明らかに家印と見られるものがある。付表6の2「申田宅印」や付表5の20「田村家印」がそれにあたる。現存印には出土印と伝世印とがあるが、「田村家印」が出土印であるのに対し、「申田宅印」は伝世印である。ただ、「田村家印」は日光二荒山という神体山から出土し、また「申田宅印」は今では鹿島神宮の宝物となっているが、かつては押手神社で奉祀されていたとする社伝がある。この点からすれば、いずれも信仰の対象という点で共通しているといえる。このことは、後に検討したいが、私印の中で呪物や信仰の対象となっているものは相当数にのぼっている。

ところで、4字印もほとんどは「ウジ名か人名の一部+私印」か「ウジ名か人名の一部+之印」と見られるものがほとんどである。これは、先の印影の検討結果と同じであり、印章を作る上で普通のことであったと見て差し支えなからう。

2字印の方は、付表5の23「生万」や同30「犬甘」のように、明らかにウジ名や人名を示すもののほかに、同22「私印」、同71「珍富」、付表6の25「福印」のように、名前とは考えにくいものもある。特に、「福印」などは、高島氏が指摘されるように、吉祥句などを入れたものと解釈するほかはなからう。そうすると、「珍富」や付表6の13「財印」も吉祥句という意味合いだけでなく、別の意味も存在したかもしれない。いずれにせよ、印影のみの検討では知られない印章が存在したことは明らかであろう。

次に、1字印であるが、この1字印は高島氏の指摘のように、名前の一部とも吉祥句とも解釈でき、はっきりしないものが多い。しかも、同一の文字を印文とした例が散見できる。「朝」3例、「福」3例、「私」3～4例、「財」4例などとなっている。このうち、「私」は「私印」を意味するとも解釈できるが、「財」などはどのように考えなければならないのであろうか。また、2字印の中にも、先の「財印」があることから、この系列に入れてもよからう。

ところで、これらの同一文字印であるが、印文は前節までの検討の結果、人名の一部からとったと考えるのは当然のことである。しかし、同一例が三つ以上にものぼることは、単に人名からとったとするだけでよいのであろうか。やはり、高島氏のいわれるように、1字印の場合も吉祥句を入れたような印章の存在を考えるべきではなからうか。実際、先の2字印にも「財印」だけではなく、「福印」もあり、1字印にも付表5の75「寶」や付表6の15「幸」印のようなものまである。それとは別に、付表5の104「封印」のように、具体的な使用法が推定できるものもある。一部には、私という遊印的なものも存在した可能性もあろう。とはいっても、第一義的には、ウジ名や人名の一部を印文にとったものが多いことは言うまでもない。

以上の現存印の検討を通して、印影の検討から得られた点とそれほど変わりがあるわけではない。ただ、現存印には印影ではわからなかった別の重要な側面のあることが看取される。それは、

何度も書いたように、呪物や信仰の対象としての印章である。

印章が平安時代の末頃から、信仰の対象になったりしたことはよく知られている⁽²¹⁾。例えば、千手観世音菩薩像の一つの手に印章があったり、印鑰社とよばれる神社が成立して、神体として印章や倉の鑰が奉祀されるようなことがある。これは、印章が何か呪的なものとして捉えられていたことを示す。このように、印章が呪物や信仰の対象となり出すのはいつ頃からであろうか。

このことを検討するため、付表5の出土印について見たい。出土印は、発掘調査で出土したもののほか、工事中に出土したとするものも含まれており、出土遺構や出土地点のはっきりしている例は意外に少ない。しかも、発掘調査で出土したものでも、包含層から出土したり、単独で攪乱層から出土するケースが多く、確実な出土状況を把握できる例はそれほど多くはない。この中で、住居跡から出土したものが数例ある。これは、この地点で印章が鑄造されたことをうかがわせるものもあるが、所蔵者が保管していたような場合も想定できる。このような例は、紙に押すのが目的であったと見られる。しかし、現存印にはそればかりではなく、明らかに呪物や信仰の対象になったものも存在している。

また、付表6の伝世印の例から分類すると、次の3つになる。①神宝となっているもの、②印章自体が神体として祭られるもの、③後世に近在から出土して奉祀されたり、あるいは古くにすでに神社に奉納されたものである。これらは、明らかに呪物や信仰の対象になった印である。

一方、出土印では、祭祀遺跡である男体山山頂遺跡で出土した数例の印や、神社の境内地で出土した印章を除くと、明らかに信仰の対象となったものは見つけにくい。しかし、包含層から出土したり、かつて田畑の耕土中から出土したとする例も少なからず存在する。これらの印章は、何らかの意味があって土中に埋められた可能性が高い。中には、林道工事の地下から見つかった「極楽寺印」、瓦製作のための採取粘土中から見つかった「延別緑印」(付表5の27)、水田跡の耕土中にあった「犬甘」など、数は相当数にのぼっている。また、土中0.6～1mほどの地下から出土している例も存在する。このような例は、明らかに土中にあったものであり、かつて何らかの目的で土中に埋めたことを示すといってもよからう。

このように、伝世印や出土印の両方からも、呪物や信仰の対象となった印章の存在したことがある程度確かめられる。特に、土中に印章を埋めるような行為があったことが推定できた。このような行為がいつ頃から行なわれたかは詳しくは不明であるが、田路氏の鈕による編年では、9～10世紀頃の印章と見て差し支えなからう⁽²²⁾。中には、この時代と前後することもあるかもしれないが、ほぼ平安時代には土中に印章を埋めるような行為が行なわれるようになっていたことは認めてもよいのではなからうか。

むしろ、先にも触れたように、12世紀頃には印鑰社などが成立するなど、神社で印章が祭られたりするようになる。そうすると、平安時代を通じて、印章が呪物として土中に埋める行為から、しだいに神宝や仏像の持つ霊威物的なものへと変化していったことになる。とはいえ、信仰の対象物であることには差がない。このように、本来、文書に押してこの文書の信用度を保証するためのものが、なぜ呪物とか信仰とかかわるのであろうか。

印章制度は、中国から取り入れられた制度であることは言を待たないが、中国でも印章を呪物として用いられた例がある。それは、門田氏が紹介しているが、葛洪の『抱朴子』内篇に出てくる

「黄神越章」である。『抱朴子』は、道教、それも民間に伝わったものも入れられている。この「黄神越章」は印文であるが、これを粘土に押ししたものを持って山に入ると、虎狼をおそれずにすんだり、この印章を持っていると、病気にならないといったことが書かれている。さらに、『抱朴子』には、昔、石頭水に大亀がいて困っていると、川に「黄神越章」を押しした粘土を数百個投げて、川で病気のもととなっている大亀を動けなくして殺した道士の話が出てくる。このような伝承からすれば、『抱朴子』の成立した3世紀頃の中国では、印章が呪物として用いられていたことが実際にあったことは確かである。実際、「黄神越章」や「黄神越章天帝神之印」という3・4世紀の銅印も上海博物館に所蔵されている。とはいえ、これが8世紀の日本に直接入ってきたとは思われない。本来、日本の印章は官印の制度として入ってきたものであるから、信仰や呪物とは無関係であったはずである。

しかし、日本に中国の民間に流布していた道教的な信仰がある程度入ってきたことは、これまで様々な研究の蓄積⁽²³⁾がある。印章が官の枠にとどまらず、8世紀以降、しだいに私印の数が増大するにしたがって、中国の民間道教的な信仰の影響もあって、印章が呪物として、またそのものが信仰の対象として変化を遂げたと推定してもそれほど誤りではなかろう。

まとめ

不十分ではあったが、これまでの印影や現存印を検討した結果、以下のことが結論とすることができよう。

- ①日本古代の印章は、大きくは官印・寺社印・私印の三つに分類できる。そのうち、官印は令条文に規定された公印と、それ以外の印章に分けられ、また私印も家印と個人印にそれぞれ細分することができる。
- ②印の押し方は、私印も官印に準じて、ほとんど同様な位置や方式で行なわれている。貞観10年6月28日官符による私印公認までは、官司提出の文書以外に押印することが流行していた。
- ③個人印と家印の区別が問題になるのは、五位以上の家政機関を設置できる貴族層に限られるが、家印を私印として用いたり、逆に個人印が家印として用いられることもあったようで、厳密な区別は困難であった。
- ④印文の取り方は、氏名や人名からとするのが一般的であるが、中には成語や吉祥句を刻して使用することもあり、平安時代中期にはこのような遊印的な印章が見られるようになる。
- ⑤印章は、文書に押し使っただけでなく、9世紀頃から印章を土中に埋めたりするような、一種の呪物や信仰の対象としても用いられるようになった。この方向が平安時代末期以降、印鑰社、または仏像の手に印章が見られたりするような信仰形態の先駆けとなった。しかも、印章を呪物として用いたのは、中国の民間道教的な呪術の中にも見られ、それが間接的な影響を与えた可能性もあった。

以上のように、5点に総括することができるが、論じ残したことも多い。特に、最後の印章と信仰の問題は、今後追求して行くべき課題であり、日本における印章の位置づけを考える上できつて通れない問題である。これについては、寺社印の伝来の問題ともからみ、大変重要な事柄である。

ここでは、単に見通しを述べたにすぎないので、これらを今後の課題として、今は大方の批判をおおきたい。

註

- (1) — 井上薫「奈良時代の印章」(『統日本紀研究』2-11 1955), 石井良介『はん』(学生社 1964), 荻野三七彦「日本上代の印章」(『古代学』13-2 1966), 同『印章』(吉川弘文館 1966)など。なお、美術史の面では、木内武男編『日本の古印』(二玄社 1964), 會田富康『日本古印新攷』(中央公論美術出版 1981)などがある。
- (2) — 平川南編『日本古印集成』(国立歴史民俗博物館 1996)
- (3) — 鎌田元一編『日本古代官印の研究』(平成7年度科学研究費補助金研究成果報告書 1996)
- (4) — 田路正幸「近江八幡市大手前・御所内遺跡出土の銅印をめぐって」(『紀要』第6号 財団法人滋賀県文化財保護協会 1993.3)
- (5) — 高島英之「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚書」(『大磯町史研究』第3号 1994.3)
- (6) — 門田誠一『はんこと日本人』大巧社 1997
- (7) — 養老・公式令 天子神璽条
- (8) — 円形印の例は数が少なく、偽印とする見方もかつては存在した。しかし、長岡京跡左京第118次調査で円形の木印が出土した。また、1996年の舞鶴市浦入遺跡の調査では、「笠百私印」という円形印が押されていた。8~9世紀と見られる製塩土器の支脚が出土した。これらの事実から、かつては偽印の可能性があるとされた「宮衣」印や、「造東寺印」ももう一度改めて考え直す余地が出てきた。
- (9) — 岩橋小弥太「宅司考」(『上代官職制度の研究』吉川弘文館 1962)
- (10) — 中野栄夫「『白紙』について」(『古代史論叢』中巻 吉川弘文館 1978)
- (11) — 『類聚三代格』巻17 文書并印事
- (12) — 付表2から付表6までは、註2文献を元に作成した。但し、印文の全く不明な印章や官印・寺社印については省略した。
- (13) — 荻野・前掲註1書・第二章
- (14) — 服部匡延「内家私印について」(『古文書研究』6 1973)
- (15) — 高島・前掲註5論文 3章
- (16) — 高島・前掲註5論文 8・9頁
- (17) — すでに荻野氏が指摘されているが(前掲註1論文),『権記』の中にも個人印が家印として用いられた例がある。長保4年(1002)10月3日条に、「早朝淑光朝臣持_レ来成字印文_一、即差_レ茂方_一遣_レ内匠属腹時方許_一、家印未_レ铸、九条殿例、任_レ宰相_一給之後有_レ此事_一」とあって、藤原行成の「成」字印が家印と称せられている。これなどは、個人印であるはずのものが、家印と認識されていた例証となろう。この記事については、荻野氏が基本的に考察され、私請印の時期について論及されている(同氏・前掲註(1)書)。
- (18) — 前掲註16に同じ。
- (19) — 遊印は、本来は絵画や書道作品に押す落款印からきたことばで、作者の気に入った文言を印文にしたもので、この印を押すだけで作者が特定できたのである。しかし、文書に吉祥句や成語を印文に持つ印を押して、特定の個人を示すものを定義する適当な語句がないため、とりあえず「遊印」という用語を借用した。
- (20) — 前掲註15に同じ。
- (21) — 荻野・前掲註1論文ならびに同書。
- (22) — 田路・前掲註4論文
- (23) — 福永光司編『道教と東アジア—中国・朝鮮・日本—』(人文書院 1989)の諸論文など。

(京都府京都文化博物館, 国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査員)

付表1 六国史に見える印章の頒布

番号	年次	印の種類	内容
1	慶雲1.4.9 (704)	諸國印	鍛冶司に鑄さす
2	慶雲4.3.25 (707)	鐵印	摂津・伊勢等23国に給す
3	和銅7.4.26 (714)	多楸嶋印	一面を給す
4	靈龜1.5.9 (715)	京職印	印を宛てる
5	靈龜2.5.28 (716)	僧綱印・和泉監印	印を宛てる
6	養老2.8.13 (718)	齋宮寮印?	始めて印を用いる
7	養老3.12.2 (719)	式部之印ほか7	各一面を宛てる
8	天平4.10.11 (732)	節度使白銅印	道別一面を宛てる
9	天平16.1.26 (744)	鎮西府印	一面を宛てる
10	天平17.8.4 (745)	大宰府管内諸司印	十二面を宛てる
11	景雲3.7.10 (769)	法王宮職印	始めて用いる
12	宝龜2.1.4 (771)	道鏡印	治部省印に復す
13	宝龜2.8.26 (771)	10寺印	僧綱・大安・薬師等各鑄し本寺に宛てる
14	延暦15.3.5 (796)	主計・主税二寮印	印を賜る
15	大同1.閏6.27 (806)	諸道觀察使印	印を賜る
16	弘仁3.5.10 (812)	大膳職印	始めて印を賜る
17	承和1.3.15 (834)	穀倉院印	印一面を賜る
18	承和1.7.22 (834)	陸奥鎮守印	印一面を賜る
19	承和2.2.27 (835)	大學寮印	印一面を賜る
20	承和2.3.15 (835)	冷泉院印?	鑄し冷泉院に宛てる
21	承和10.10.19 (843)	諸陵・図書・雅楽寮印ほか2	各一面を始めて宛てる
22	承和11.6.26 (844)	主水司印	印を給せられる
23	承和14.7.2 (847)	左相撲司印	印一面を賜る
24	嘉祥1.7.2 (848)	東市司印	印一面を賜る
25	嘉祥2.3.10 (849)	伊賀國印	文字読めず鑄造する
26	嘉祥3.3.8 (850)	織部司印	印なく鑄造して宛てる
27	天安2.10.7 (858)	讃岐國印	文字読めず鑄造する
28	貞觀1.8.1 (859)	美作國印	文字読めず鑄造する
29	貞觀2.4.25 (860)	尾張國印	新たに鑄造する
30	貞觀3.3.7 (861)	東市司印?	新たに鑄造する
31	貞觀6.1.29 (864)	伊勢齋宮主神司印	鑄造して宛てる
32	貞觀7.2.9 (865)	女官厨印?	新たに一面鑄造する
33	貞觀8.4.1 (866)	隼人司印?	新たに一面鑄造する
34	貞觀11.3.16 (869)	陸奥國印?	新たに一面鑄造する
35	貞觀11.9.14 (869)	造兵司印?	新たに一面鑄造する
36	貞觀13.6.2 (871)	春日齋院印?	新たに銅印を鑄造する
37	貞觀15.9.25 (873)	伊勢國印	文字が読めず鑄造する
38	貞觀16.3.7 (874)	武蔵國印	文字が読めず鑄造する
39	貞觀18.8.1 (876)	右坊城司印	新たに鑄造する
40	元慶1.2.27 (877)	中臺印	中宮職に宛てる
41	元慶1.5.2 (877)	悠紀主基行事所印	各一面を賜る
42	元慶2.9.8 (878)	安藝國印	文字が読めず鑄造する
43	元慶3.10.15 (879)	肥後國印	文字が読めず中務省に宛てる
44	元慶6.10.10 (882)	土左國印	文字が読めず鑄造する
45	仁和2.2.15 (886)	備中國採銅使印?	銅印一面を鑄造する
46	仁和3.6.5 (887)	出羽國印	文字が読めず鑄造する

付表2 印影四字印

番号	印文	文書名	年紀	印面縦(mm)	印面横(mm)	押印	文書
1	酒人公田校	近江国坂田郡上坂田郷長解写	天平宝字 6.8.18				大日古25-334
2	生江息嶋	生江息嶋解	天平宝字 3.4.8	30	29	字面全面	大日古4-359~360
3	鳥部名印	足羽郡書生解	天平宝字 3.5.21	29	28	字面	大日古4-336~367
4	丸部足人	丸部足人解	天平宝字 4.3.19	29?	28?	字面全面	大日古25-269~270/拾遺70
5	丸部足人	丸部足人解	天平宝字 4.7.25	28	28	字面全面?	大日古14-360~361
6	画師池守	画師池守解	天平宝字 4.3.20	29	29	字面全面	大日古4-414~415
7	積善藤家	杜家立成	八世紀			紙継印, 卷末	書の日本史1
8	内家私印	禮記子本疏義卷59	唐代			卷末	原色版国宝2-51
9	徳圓□□	僧円珍受法印信	承和 9.5.15			字面全面	平8-4449
10	實□私印	近江国愛智荘定文	貞觀18.11.25			字面全面?	平1-172/東大寺3-620
11	去邪行正	按察使藤原有実家牒断簡	延喜13.3.23			字面全面	平1-208/東大寺3-820
12	去邪行正	按察使藤原有実家牒	延喜13.5.1			字面全面?	平1-209/東大寺2-568
13	去邪行正	按察使藤原有実家牒	延喜13.8.29			字面全面	平1-210/東大寺2-259
14	山常私印	薬師寺念仏堂牒	承保 2.4.12			字面全面, 署名, 紙継	平3-1111
15	山常私印	法隆寺金光院三昧堂牒	承保 2.4.12			紙継と「券文」	平3-1112
16	□□□印	常暁請来目錄	平安時代				重要文化財22
17	□□□□	住吉大社神代記	天平 3.7.5			郡判・職判と紙継	平10-補1
18	□□□□	文書断簡					?
19	□□□□印	伊都内親王御施入願文	天長10.9.21			末尾一行	平1-56
20	□□□□印	近江国養父郡壘田壳券	天安元.3.8			紙継	平1-123
21	□□□□印	僧正聖宝起請文	延喜 7.2.13			字面全面	平9-4552
22	大□□	民部省符	承和12.9.10	60	61		秘奥印譜120

付表3 印影二字印

番号	印文	文書名	年紀	印面縦(mm)	印面横(mm)	押印	文書
1	足万	調足万呂解	天平宝字 4カ	32	31	字面全面	大日古25-302~303
2	宮衣	石川宮衣手裏	宝龜 3.4.26	40		文書冒頭と年月日部分	大日古6-316/拾遺35
3	浄衣	白布袍				背部	銘文2-289
4	九條	中右記部類卷第7	平安末期			現表紙外題	新指定重要文化財9
5	九條	中右記部類卷第5・9・20・28	平安末期			現表紙外題	新指定重要文化財9
6	□印	大和国添上郡司解	延暦 7.12.23	36	36	紙継	平1-5/早古1-10
7	□印	石川瀧雄家地壳券	貞觀14.12.13	36	37	紙継	平1-166/早古1-14

付表4 印影一字印

番号	印文	文書名	年紀	印面縦(mm)	印面横(mm)	押印	文書出典
1	書	造東寺司解	天平勝宝 2.12.23	41	41	他田水主署名部	大日古3-471~475
2	書	写書所解	天平勝宝 3.4.5	42	42	紙継	大日古3-495~500
3	佐	佐伯宿禰今毛人同眞守連署送銭文	宝亀 7.3	33	33	字面	大日古23-615~616
4	酒	酒人内親王家御施入状	弘仁 9.3.27			字面全面	平1-45/東大寺1-6
5	用	日根秋友解	天長 6.2.10	65	64	郡判, 庁判	中村直勝
6	用	紀伊国司庁宣	承和13.10.12	65	64		中村直勝
7	用	日根秋友処分状	元慶 2.10.5	65	64		中村直勝
8	用	日根秋友処分状	承平 5.6.21	65	64		中村直勝
9	財	丹波川人郷長解写	寛平元.12.25			追記部分	平11-補256
10	財	類聚歌合(20巻本)	12世紀	27	29	規格料紙	平安歌合集下
11	文	玉篇巻第24断簡	唐代			卷首	重要文化財19
12	龍力	卜筮書巻第23断簡	唐代			卷末と旧表紙	新指定重要文化財7
13	藤	史記巻第29河渠書第7残巻	唐代			尾題と紙継	新指定重要文化財7
14	藤	右大臣藤原忠平家牒	延喜20.9.11			字面全面	平1-217/聚英26
15	愛	源昇家領近江国土田荘田地注文	承平 2.1.21			字面全面と日付, 紙継	平1-239/聚英22
16	□(太力)	近江国大国郷墾田売券	嘉祥元.11.3	35	36	紙継	平1-89
17	□(太力)	近江国依智素公福万墾田売券案	仁寿4.4.5	35	36	紙継	平1-114
18	□(太力)	近江国大国郷墾田売券	貞観 5.3.29	35	36	紙継	平1-135
19	□(太力)	近江国大国郷墾田売券案	貞観 5.11.15	35	36	紙継	平1-140
20	□(太力)	近江国大国郷墾田売券	貞観 6.3.5	35	36	紙継	平1-144
21	□(太力)	僧高德墾田売券	貞観 8.10.24	35	36	紙継	平1-150
22	□(太力)	近江国大国郷墾田売券	貞観 8.11.21	35	36	紙継	平1-151
23	□(太力)	近江国養父郡墾田売券	貞観10.4.13	35	36	紙継	平1-159
24	□	肥前国武雄社四至実検文	天曆 5.2.11				平1-258
25	□	肥前国武雄社使上分田貢進状	天仁 2.8.24				平4-1708
26	□	肥前国武雄社使上分田貢進状	天永元.10.11				平4-1732
27	□	肥前国武雄社使上分田貢進状	天永 3.正				平4-1764
28	□	肥前国武雄社使上分田貢進状	天永 3.12.17				平4-1788
29	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	永久 2.12				平5-1816
30	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	永久 3.12.16				平5-1842
31	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	永久 4.10.4				平5-1859
32	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	永久 4.12				平5-1865
33	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	永久 5.11.28				平5-1878
34	□	武雄社上分田奉免状	元永元.10				平5-1894
35	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	元永 2.10.2				平5-1902
36	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	元永 3.2.10				平5-1907
37	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	保安元.10				平5-1913
38	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	保安 2.10				平5-1918
39	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	保安 2.12.16				平5-1927
40	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	保安 3.10.7				平5-1969
41	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	保安 4.10.30				平5-2004
42	□	肥前国武雄社使上分田奉免状	保安 5.3.15				平5-2010

番号	印文	文書名	年紀	印面 縦(mm)	印面 横(mm)	押印	文書出典
43	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上分田奉免状	天治元.10				平5-2022
44	<input type="checkbox"/>	某書状	保延2.2.10				平5-2338
45	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上分田奉免状	平治元.11				平6-3040
46	<input type="checkbox"/>	大宰府政所下文	平治元.12.25				平6-3043
47	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上分田奉免状	永曆元.12				平7-3118
48	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上分田奉免状	応保2.閏2				平7-3192
49	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社使上分田奉免状	応保3.4.29				平7-3254
50	<input type="checkbox"/>	肥前国杵嶋五所社司藤原貞門解	仁安3.2.13			字面	平7-3449
51	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社司藤原貞門解	承安2.12.20				平7-3613
52	<input type="checkbox"/>	僧覚俊解	安元2.2				平7-3737
53	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄神社本司藤原貞門解	安元2.3.10				平7-3749
54	<input type="checkbox"/>	肥前国武雄社藤原貞門讓状	寿永2.12.15			字面	平8-4121
55	<input type="checkbox"/>	伊賀国阿拜郡拓殖郷墾田売買券	天平勝宝元.11.21			年号及び郷長署名	大日古3-334~335/東大寺2-471
56	<input type="checkbox"/>	玉篇卷第22	延喜4.1.15			卷頭及び卷末奥書	原色版国宝3-49
57	<input type="checkbox"/>	永作手田宛行状	永保2.1.20				平4-1189
58	<input type="checkbox"/>	類聚歌合(20卷本)	12世紀	23	21	規格料紙, 別に「財」印	平安歌合集下
59	<input type="checkbox"/>	無動寺政所下文	寿永3.2			文頭, 文末花押	平8-4139

付表5 現存私印(出土)

番号	印文	種別	縦 (mm)	横 (mm)	高 (mm)	出土地	現所在	出土遺構
1	□	採集	44	44	52	秋田県本荘市	個人	水田暗渠工事の土中
2	番□郡□	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
3	常	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
4	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
5	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
6	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
7	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
8	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
9	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
10	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
11	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
12	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
13	?	出土				福島県いわき市番匠地遺跡	いわき市教育文化事業団	包含層
14	丈龍私印	採集	34	33	28	福島県岩瀬郡天栄村志古山遺跡	天栄村教育委員会	畑耕作中
15	桶弓	採集	51	51	57	茨城県水戸市アラヤ遺跡	個人	表面採集
16	丈永私印	採集	34	32.2	37	茨城県那珂郡大宮町小野遺跡	茨城県立歴史館	表面採集
17	福	出土	33	33	37	茨城県鹿島郡鹿島町神野向遺跡	鹿島町教育委員会	SB1365とSB1380の間
18	岑	出土	(30)	(30)	(30)	栃木県下都賀郡国分寺町下野国府跡	栃木県立博物館	BPJ区包含層
19	酒廣嶺印	出土	32.5	34	48.5	栃木県日光市男体山山頂遺跡	日光二荒山神社	山頂遺跡発掘調査
20	田村家印	出土	32.1	32.3	42	栃木県日光市男体山山頂遺跡	日光二荒山神社	山頂遺跡発掘調査
21	求方私印	出土	35.5	36.5	41	栃木県日光市男体山山頂遺跡	日光二荒山神社	山頂遺跡発掘調査
22	私印	出土	34	34	48		日光二荒山神社	別宮中宮祠倉庫で発見
23	生万	出土	32	33	35.6	栃木県日光市男体山山頂遺跡	日光二荒山神社	山頂遺跡発掘調査
24	澤	出土	31.5	33	42.4	栃木県日光市男体山山頂遺跡	日光二荒山神社	山頂遺跡発掘調査
25	酒	出土	27	27	33	群馬県前橋市総社町山王庵寺跡(第5次)	前橋市教育委員会	3層上面(包含層)
26	識	出土	31	32	35	群馬県前橋市荒子小学校校庭2遺跡	前橋市教育委員会	3号住居跡床面上
27	延別緑印	出土	43	42	24 (38)	群馬県藤岡市中栗須	群馬県立歴史博物館	瓦製造用の粘土中か
28	物部私印	出土	37	37	42	群馬県高崎市矢中町矢中村東遺跡	高崎市教育委員会	溜池状遺構に注ぐ水路
29	池長私印	採集	40	40	15	群馬県利根郡利根村蘭原ダム水位観測所	個人	河川敷導水路土砂中
30	犬甘	出土	27	27	31	群馬県群馬郡箕郷町下芝五反田1遺跡	群馬県埋文調査事業団	水田跡の耕土中
31	朝	出土	26	25.5	31	群馬県利根郡月夜野町藪田遺跡	群馬県埋文調査事業団 (保管)	遺構外
32	□	出土				群馬県前橋市他上野国分僧寺・尼寺中間	群馬県埋文調査事業団	1号住居跡(小鍛冶)
33	□	出土	29	29	28	群馬県利根郡月夜野町藪田遺跡	群馬県埋文調査事業団	遺構外6区
34	印	出土	32	32	33	群馬県群馬郡榛名町蔵屋敷遺跡	榛名町教育委員会	竪穴住居跡床面窪み部
35	百	採集	24	24	26	群馬県富岡市宇田字恵下原	群馬県立歴史博物館(寄託)	神守寺南側の畑地地表
36	招	出土	30	30		群馬県吾妻郡中之条町天神遺跡	中之条町歴史民俗資料館 (保管)	23号住居跡床面直上
37	野	出土	35	35		群馬県吾妻郡吾妻町上植栗	中之条町歴史民俗資料館 (保管)	ローム混じり土層中
38	上	出土	28	28	38	群馬県佐波郡境町保泉・丸山西遺跡	群馬県境町教育委員会	H042号竪穴住居跡
39	□□□	出土	50	51	19	埼玉県比企郡鳩山町鳩山窯跡群小谷遺跡	鳩山町教育委員会社会教育係	34号竪穴住居跡
40		出土				埼玉県大里郡花園町台耕地遺跡	埼玉県埋文センター	44号竪穴住居跡

番号	印文	種別	縦	横	高	出土地	現所在	出土遺構
41		出土				埼玉県大里郡花園町台耕地遺跡	埼玉県埋文センター	49号竪穴住居跡
42	真	出土				埼玉県大里郡花園町台耕地遺跡	埼玉県埋文センター	49号竪穴住居跡
43	刀□□□	出土				千葉県千葉市花輪町谷津遺跡	千葉市教育委員会	SI097
44		出土				千葉県千葉市花輪町谷津遺跡	千葉市教育委員会	SI085竈付近埋土
45		出土				千葉県千葉市花輪町谷津遺跡	千葉市教育委員会	SI106北西隅のSB10床
46		出土				千葉県千葉市花輪町谷津遺跡	千葉市教育委員会	鋳銅工房跡の南6m
47	匝永私印	出土	34	34	48.5	千葉県八日市場市	個人	畑耕作中
48	王酒私印	出土	38.4	39	30	千葉県八日市場市柳台遺跡	八日市場市教育委員会	050号址西壁上面
49	□	出土	38.5	38	9	千葉県君津郡袖ヶ浦町永吉台遺跡	君津郡市文化財センター	106号竪穴住居跡
50	陽城私印	出土	34	33.4	37	栃木県日光市男体山山頂遺跡	東京国立博物館(寄託)	山頂遺跡発掘調査
51	田安	出土	32.1	31	32.5	栃木県日光市男体山山頂遺跡	東京国立博物館(寄託)	山頂遺跡発掘調査
52	耕□私印	出土	39	39	38	栃木県那須郡小川町那須官衙・梅會庵寺	東京国立博物館	
53	矢作□印	出土	32	33	23	埼玉県行田市	東京国立博物館	水田造成中地下1m
54	□		20	20	29		個人	
55	若鳥私印	採集	(27)	(27)		東京都国分寺市武蔵国分寺跡面大門	個人	
56	平	出土	28	28	32	神奈川県平塚市構之内遺跡第3地点	平塚市教育委員会	竪穴住居東側壁際下層
57	埴	出土	37	37	44	神奈川県大磯町馬場台遺跡	大磯町郷土資料館	灰溜り土坑
58	證	採集	39	39	36	神奈川県厚木市	伊勢原市教育委員会	
59	高有私印	出土	30	32	25	新潟県上越市江向遺跡	上越市教育委員会	包含層
60	□	出土	42	42	72	富山県射水郡小杉流通業務団地内No.16	富山県埋文センター	
61		出土			25	富山県射水郡小杉流通業務団地内No.16	富山県埋文センター	
62	福	出土	32	30	36	石川県松任市北安田北遺跡	松任市立博物館	遺物包含層
63	大伴□□	出土				長野県長野市篠ノ井遺跡群	長野県埋文センター	竪穴住居跡
64	長良私印	出土	33.2	32.2	27.8	長野県松本市三間沢川左岸遺跡	松本市立考古博物館	竪穴住居跡北西壁
65	王強私印	出土	30	31.5	40.5	長野県更埴市更埴条里遺跡	長野県埋文センター	水田上の洪水堆積砂層
66	伯万私印	出土	35	35	62	長野県佐久市聖原遺跡	佐久市教育委員会(埋文課)	竪穴住居跡
67	物部楮丸	採集	31	31	26	長野県南佐久郡臼田町	個人	住宅改築時に地下75cm
68	貞	出土	34.8	33.7	39.4	静岡県袋井市川田・藤藏淵遺跡	静岡県埋文調査研究所	包含層
69	万	出土	30	30	35	静岡県焼津市道場田遺跡	焼津市歴史民俗資料館	第3地点小土坑(G22)
70	松	出土	31	31	24	静岡県袋井市坂尻遺跡	袋井市教育委員会	包含層最下層
71	珠富	出土	44	46	46	愛知県稲沢市尾張国府跡A地区	稲沢市教育委員会	包含層
72		出土	30	30	32	愛知県稲沢市尾張国府跡5地区	稲沢市教育委員会	不明
73	専	出土	30	27	38	愛知県愛知郡日進町猿投・岩崎24号窯	日進町教育委員会	灰原
74	□	出土	21~ 22	22~ 23	33	愛知県愛知郡日進町猿投・海老池1号窯	日進町教育委員会	C-1グリッド灰層下部
75	寶	出土	33	33		三重県多気郡明和町史跡斎宮跡	三重県立斎宮歴史博物館	SK1370
76	桑名国依	出土	24	24		三重県北勢町東村権現坂遺跡	三重県埋文センター	包含層
77	善	出土	30	30	25	滋賀県大津市大谷南遺跡	大津市歴史博物館	遺物包含層
78	□	出土	33	34	45	滋賀県近江八幡市大手前・御所内遺跡	滋賀県埋文センター	畝状溝(耕作痕)
79	乙貞	出土	33	33	42	滋賀県守山市服部遺跡	守山市立埋文センター	条里溝
80	内真	出土	32	32	37	滋賀県栗田郡栗東町辻遺跡	栗東町立歴史民俗博物館	旧河道肩部小ピット
81	朝	出土	30	30	38.5	滋賀県高島郡高島町鴨遺跡	高島町歴史民俗資料館	遺構外出土
82	里	出土	33	28	53	平安京西市跡	京都市考古資料館	
83	□	出土			61	長岡京跡左京第118次	京都府埋文センター	SD11806

番号	印文	種別	縦	横	高	出土地	現所在	出土遺構
84		出土	38	36	40	大阪府豊能郡能勢町法蓮坂遺跡	大阪府立泉北考古資料館 (保管)	包含層
85	辛丑之印	出土	35	36	46	大阪府堺市大庭寺遺跡	大阪府文化財調査研究センター	攪乱包含層
86	私	出土	33	29	31	兵庫県出石郡出石町袴狭遺跡内田地区	兵庫県教育委員会	包含層
87	益	出土	33	32	21	兵庫県神戸市下小名田遺跡	神戸市教育委員会	
88	満	出土	26	26	31	兵庫県三田市貴志・下所遺跡	三田市教育委員会	包含層
89	□	出土	44	39	29	平城宮跡第241次(造酒司跡)	奈良国立文化財研究所	造酒司廃絶後の整地層
90	□	出土	33	43	102.5	平城宮跡第139次(内裏北外郭東北部)	奈良国立文化財研究所	内裏外郭東大溝灰砂
91	木	出土			79	平城宮跡第139次(内裏北外郭東北部)	奈良国立文化財研究所	内裏外郭東大溝
92	道	出土	(30)	(30)		平城京東一坊大路西側溝跡	奈良国立文化財研究所	東一坊大路西側溝
93	財	出土	22	22	28	鳥取県東伯郡東伯町斎尾廃寺	佐々木古代文化研究室	
94	□	出土	28	27	24	島根県松江市薦沢 A 遺跡 B-5 地区	松江市教育委員会	
95	春	出土			30		島根県立八雲立つ風土記の 丘資料館	
96	良	出土	30	30	31		個人	岸本町大殿地区内出土
97	□	出土				島根県八束郡玉湯町史跡出雲玉作跡	玉湯町教育委員会	
98	□	出土	32	32	28	岡山県倉敷市菅生小学校裏山遺跡	岡山県古代吉備文化財センター	包含層
99	財	出土	26	26	30	岡山県真庭郡落合町須内遺跡	落合町教育委員会	包含層又は柱穴
100	□	出土	22	15	21	広島県庄原市牛乗遺跡	広島県立歴史民俗資料館	牛乗11号堅穴住居跡
101	宗□私印	出土	42	42		山口県山口市周防鑄銭司遺跡	鑄銭司郷土館	東南隅地区第11tr.3層
102	貞	出土	28	28	35	香川県善通寺市中村遺跡	香川県教育委員会	溝 SD02
103	酒	出土	26	24~ 25	16	香川県善通寺市野田院跡	讃岐宮	不明
104	封印	採集	50	47	49	香川県観音寺市柞田八丁遺跡北約100m	観音寺市郷土資料館	
105	日益私印	出土	30	30		福岡県甘木市宮原遺跡	甘木市歴史資料館(保管)	宮原 D 地区土坑31
106	朝	出土	34	35	38.5	福岡県久留米市日渡遺跡	久留米市教育委員会	楕円形土坑
107		出土	29.4	30	29.8	福岡県太宰府市御笠川南条坊遺跡	九州歴史資料館(保管)	MQ26区壁
108	直嶋	出土	34	32	89	福岡県太宰府市大宰府史跡第170次	太宰府市教育委員会(保管)	井戸
109	高	出土	31	27	27	福岡県太宰府市筑前国分寺跡第13次	太宰府市教育委員会(保管)	タマリ状遺構
110	神水	出土	30.5	30	38.5	福岡県嘉穂郡穂波町塚原遺跡	穂波町教育委員会(保管)	畦状遺構
111	刑氏私印	出土	(33)	(34)		埼玉県川越市		武蔵国仙波山中堀池

付表6 現存私印 伝世印

番号	印文	種別	縦 (mm)	横 (mm)	高 (mm)	出土地	現所在	出土遺構
1	国府厨印	伝世	41	41	39	宮城県	七ヶ浜町歴史資料館(寄託)	
2	申田宅印	伝世	39	39	44		鹿島神宮	社伝では朝廷から奉納
3	東尼寺印	伝世	49	47	51		日光二荒山神社	別宮中宮祠倉庫で発見
4	東饒私印	伝世	43	43	43		日光二荒山神社	別宮中宮祠倉庫で発見
5	錦衣私印	伝世	40	39	38		日光二荒山神社	別宮中宮祠倉庫で発見
6	甕玉大神	伝世	52	52	50 (52)		個人	板鼻社出土か
7	橋高私印	伝世	38	38	42		個人	
8	今福私印	伝世	30	30	35		個人	
9	己酉首丸	伝世	26	26	30		個人	
10	曾吉私印	伝世	31	31	33		個人	
11	私福私印	伝世	26	26	34		個人	
12	直漢	伝世	35	33	29		個人	
13	財印	伝世	31	28	35		個人	
14	財寺	伝世	33	34	35		個人	
15	幸	伝世	27	27	24		個人	
16	右	伝世	42	42	42		個人	
17	嶺	伝世	31	31	33		個人	
18	常	伝世	36	36	33		個人	
19	廣	伝世	31	31	30		個人	
20	椿	伝世	33	33	39		個人	
21	雄	伝世	25	25	27		個人	
22	財	伝世	28	28	27		個人	
23	財	伝世	30	30	27		個人	
24	智	伝世	28.5	28.5	30		個人	
25	福印	伝世	29	29	33		個人	
26	物	伝世	28	28	4	現福島県いわき市か新潟県発田市	個人	
27	賣神祝印	伝世	50	48	36		諏訪大社下社	社伝では平城帝下賜
28	神主石敷	伝世	23	23	28		個人	
29	延暦文所	伝世	53	51	46		延暦寺	
30	金剛契印	伝世	27	27	25		個人	伊勢神域出土の伝承
31	華嚴供印	伝世	45	45	50		奈良国立博物館(寄託)	
32	漆豊	伝世	31	30.5	25		大和文華館	
33	寶	伝世	33	32	33		大和文華館	
34	私	伝世	34	35	40		大和文華館	
35	右	伝世	33	33	38		大和文華館	
36	國造	伝世	42	42	52		和歌山市立博物館(寄託)	
37	財	伝世	33	33	35		名和神社	長者原出土の伝承
38	佐主	伝世	34	34	31		清水寺宝物館	安来市十神山で出土
39	真	伝世					六萬寺	土居屋敷出土
40	□	伝世	37	37			<印影>個人	
41	□□之印	伝世	30	31			<印影>個人	
42	慧日侍印	伝世	37	37			<印影>個人	
43	仲呂之印	伝世						

番号	印文	種別	縦 (mm)	横 (mm)	高 (mm)	出土地	現所在	出土遺構
44	土全私印	伝世	32	32	43			伝山梨県東山梨郡八幡村上野原
45	濱守私印	伝世	35	35				畑地耕作中出土伝承
46	有□私印	伝世	39	39				
47	上満私印	伝世	37	37				
48	松間私印	伝世	30	30	33			
49	大蓮之印	伝世	36	36				
50	宗貞□印	伝世	37	37				
51	奈波丸印	伝世	37	37				
52	有田山□	伝世	(32)	(32)				
53	大則府印	伝世	33	33				
54	□□□□	伝世	(53)	(53)				
55	大□□印	伝世	(30)	(27)				
56	他田□印	伝世	(34)	(34)				
57	暁月	伝世	34	34				
58	當寛	伝世	37	37				
59	財印	伝世	29	28				
60	常	伝世	30	30				
61	廣	伝世	35	35				
62	中	伝世	24	24				
63	私	伝世	35	35	33			
64	財	伝世	26	26	30			
65	私	伝世	28	28	32			
66	安	伝世	30	30	40			
67	沿	伝世	30	30	27			
68	経	伝世	30	30				
69	辰	伝世	33	33				
70	福	伝世	35	35	37			
71	千	伝世	(30)	(31)				筑前州雪野寺境内出土
72	貞	伝世	(24)	(24)				伝近江国栗本郡
73	□	伝世	(36)	(38)				
74	直	伝世	30	30				
75	□	伝世	(31)	(29)				
76	生	伝世	(22)	(22)				伝大和国高市郡烏屋村

A Study on Private Seals

DOBASHI, Makoto

There are a considerable number of seals and seal marks of old times used in Japan including existing seals and they are largely classified into the three types, that is, government seals (官印), private seals (私印) and seals of shrines and temples. Government seals consist of official seals used according to laws and regulations and other seals while private seals are divided into family seals and personal seals. However, the way of putting a seal is identical for both official documents and private documents—the seal was impressed on the entire surface where letters are written. In the era of *Jogan*, private seals that had been formerly used only in private documents were put on the documents presented to officials either.

According to the existing old documents, seals of shrines and temples were used officially in many cases, but the manner to use private seals varied considerably. Especially among the nobility who were able to have public houses, it is not easy to discriminate family seals from private seals. There are examples where a seal bearing a personal name was used as a family seal.

Meanwhile, the letters engraved on private seals generally bore the personal name or part of the name to which a letter such as “seal” was added. However, in the middle of *Heian* era, there were some examples where favorite lucky phrases or idioms were selected as engraved inscriptions which served to identify particular persons and families. This kind of private seal was called “*Yu-in*” (遊印). In addition to the seals used generally in this way, some were used for religious purposes. From around the 9th century, it appears that there was a custom that seals were buried as a fetish in the ground. This custom progressed so that in and after the last half *Heian* era, *In'yaku-sha* shrines (印鑰社) and images of Buddah with a seal in hand came into existence. Although used in different ways, the presence of the example to use such seals on religious occasions seems to have been seen around the 3rd century also in China, just as done by the public in religious rites of Taoism. It is possible that the seals used in religious rites in old times in Japan were indirectly influenced by public religious rites in China.
